

認定こども園 からたち幼稚園 保育所部門 運営規定

(事業所の名称等)

第 1 条 学校法人 LABO-K 学園が設置するこの保育所部門の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 認定こども園 からたち幼稚園保育所部門
- (2) 所在地 兵庫県尼崎市東大物町 1 丁目 5 番 5 号

(施設の目的および運営方針)

第 2 条 認定こども園 からたち幼稚園保育所部門(以下「当園」という)は、保育を必要とする乳児および幼児(以下「園児」という)を日々受け入れ保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との綿密な連携のもとに園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行う。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- (4) 当園は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)】及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(利用定員)

第 3 条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という)第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次の通り定める。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども(保育を必要とする 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という) 24 名
- (2) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども(保育を必要とする 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という)のうち、満 1 歳以上の子ども 13 名
- (3) 3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 3 名

(提供する教育・保育等の内容)

第4条 当園は、教育部分は幼稚園教育要領、保育部分は保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ)

支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ)の範囲内において、2号児に対し教育と保育を提供し、3号児に対し保育を提供する。

(2) 時間外保育

保護者の就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数および職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数および職務内容は次の通りとする。

(1) 園長 1名

(2) 園長は、職員および業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行なうとともに園児を全体的に把握し園務をつかさどる。

(2) 主任保育教諭 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行なうとともに園長を補佐し保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育教諭 6名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行なう。

(4) 保育士 2名

(5) 幼稚園教諭 0名

(6) 栄養士 1名

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食および3歳以上児の幼児食に係る献立を作成する。

(7) 調理士 1名

栄養士の作成した献立に基づき、給食およびおやつを調理する。

(8) 事務員 2名

事務員は当園の事務を行なう。

(9) 用務員 0名

用務員は当園の雑務を行なう。

(10) 嘱託医 1名

嘱託医は当園の子どもの心身の健康管理を行なうとともに、定期健康診断、職員および支給認定保護者への相談・指導を行なう。

(11) 嘱託歯科医 1名

嘱託医は当園の子どもの心身の健康管理を行なうとともに、定期健康診断、職員および支給認定保護者への相談・指導を行なう。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)および祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は次の通りとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は18時30分から19時までの範囲内で時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合16時30分から18時30分までの範囲内で時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した0・1・2歳児の支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し当該市町村の定める利用者負担額(保育料)を支払うものとする。

(1) 当園は支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額をいう)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 当園は前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第 9 条 当園は市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 10 条 当園は以下の場合には保育の提供を終了する。

(1)園児が小学校に就学したとき

(2)2 号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3)3 号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(4)その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 当園の職員は、保育の提供を行なっているときに、園児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等必要な措置を講じる。

(1) 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者および尼崎市等に連絡するとともに必要な措置を講じる。

(2) 当園は、事故の状況や事故に際して講じた処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止の為の対策を講じる。

(3) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難および消火に係る訓練を実施する。

(虐待防止のための措置)

第 13 条 当園は、園児の人権擁護および虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第 14 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号第 19 条)に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情内容等の記録
- (5) 事故状況および事故に際してとった処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 この運営規定に記載していない運営に関する重要事項については「運営規定 補足」に記載する。

附 則

この規定は 2023 年 4 月 1 日より実施する。

運営規定 補足

○第 5 条関連

- ・設置した職員ならびに嘱託医は、諸般の事情(病気・怪我・出産・育児・介護等)により、他の者に代わることがある。
- ・嘱託医・嘱託歯科医の他、眼科医・耳鼻咽喉科医は当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行なう。

○第 6 条関連

- ・感染症拡大防止、自然災害、交通機関マヒ等により保育を提供できないことがある。

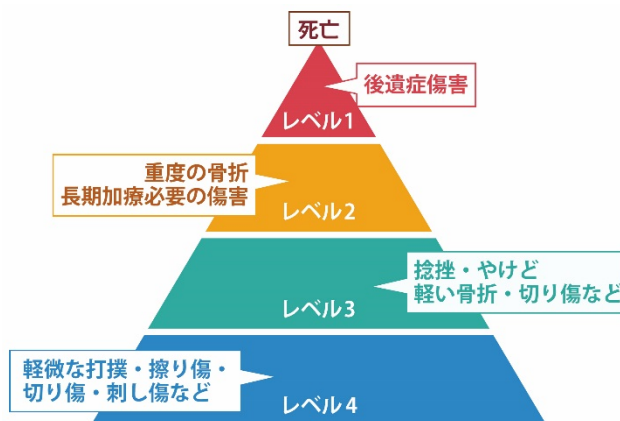
○第 7 条関連

- ・清潔な衣服を着用して通園ください。
- ・通園時の持ち物＝【毎日】ハンカチ・ティッシュ・給食袋(箸とコップ)・歯ブラシ・着替え一式
【週 2 回】パジャマ・バスタオル
- ・徒歩にて通園いただきます。(通園バスはご利用になれません)
- ・送迎は、必ず保護者もしくは保護者代理人(成人)がお付き添い願います。
- ・付き添いの保護者(代理人)は、吊り下げ名札を首に掛けていただきます。
- ・上靴2週間に一度お持ち帰りいただき、ご家庭で洗濯願います。(2号の方)
- ・保護者と園職員との間の連絡事項は、園児管理システム『コードモンアプリ』によりアプリ・ネット配信を活用いたします。(出欠報告や台風、地震、交通マヒ学級閉鎖等) 1日に1度はアプリを起動し、お知らせ欄をご確認ください。

○第 11 条第 12 条関連

リスクとハザード

図は、怪我の度合いをレベル毎に分類し記したものです。このうちレベル 1～3 をハザードと捉え、園舎・園庭・遊具等環境整備に努めています。また、園児らはレベル 4 にあるリスクを生活体験する中で、ハザードを回避できる力(筋力・瞬発力・判断力・柔軟性)を身に備えられるよう、教育保育いたします。



◆レベル 1～2 は起きてはならない事故ですが、絶対に起こらないとは限りません。

生じた際は、法的・道義的責任を最大限果たすよう努め、なおかつ学園で備える傷害保険を活用し対応いたします。救急対応(救急車の出動要請)で臨みますが、治療には保護者の承諾および付き添いがなくてはならないことをご了承ください。

◆レベル 3 は発生することを誰も望みませんが、同時に子どもの成長の糧にならないとも限らない事故です。これを経験・教訓とし、レベル 1～2 を回避できるようになるということも大切です。このような観点を教諭と保護者で共有することを前提に、誠意を持って対応いたします。状況判断により救急対応することもありますし、園より病院へお連れすることもあります。いずれにしても、治療には保護者の承諾および付き添いがなくてはならないことをご了承ください。

◆レベル 4 は日常頻発する軽微な怪我です。基本的に保護者にご報告し、流水で流したり、氷で冷やしたり、絆創膏を貼付したり応急処置し様子を見させていただきますが、あまりに些細であれば敢えてご報告しない場合もあります。

しかし、このレベルのことで繰り返す場合は、何らかの危険信号を発しているとみなし、対応策を講じる場合もあります。このときは保護者のご協力を仰ぐことがあるかも知れません。

健康・投薬について

◆健康診断 年 2 回の内科検診、年 1 回の歯科検診・眼科検診・耳鼻科検診を実施します。この結果について異常があった場合、保護者へ医療機関等での受診・治療をご案内いたします。上記診断・検診が受けられなかった場合は各人において医療機関にて受診・治療をお受けいただき、園へご連絡いただくことになります。

◆空調管理 園児の健康状態、汗腺の発達を考慮し、屋内空調設定温度を夏期 27 度程度、冬期 18 度程度を目安に管理します。(文部科学省学校環境衛生管理マニュアルに準拠)

◆予防接種 お子様の健康状態を考慮し各人において受けてください。接種を受けられた時は必ず担任へお知らせいただきます。

◆乳児検診や3歳児検診を受けられた時の結果について親子面談の折ご申告いただきます。

◆風邪をひいたり、発熱があったりする場合、無理して登園させないようにしてください。

◆大きな怪我をした時は落ち着かれてから登園させてください。

◆お薬について

医師に相談して特に必要と認められた時は昼1回分を下記の要領で持参して下さい。

※薬は園児を診察した医師が処方したものに限りです。

※保護者の個人的な判断で持参した薬には対応できません。

①投与依頼書(園にあります)を貼り付けて一回分だけを保育士へ手渡して下さい。

②袋・容器に名前を書いて下さい。

③連絡ノートにも薬の投与の依頼を記入して下さい。

④薬が複数ある時は、ホッチキス等でとめて1つにまとめて下さい。

⑤薬の内容を投与依頼書に明記して下さい(抗生物質・風邪薬・下痢止め・咳止め等)

◆学校感染症に指定されている病にかかられ出席できない場合は、お休みください。医者による通園許可ができましたら、その旨担任宛て書面にてご連絡いただきます。

【学校保健安全法施行規則】(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH五N一であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ(H五N一)」という。)
- 二 第二種 インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H五N一)を除く。)百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱(溶連菌感染症、アデノウイルス(プール熱)、手足口病、ヘルパンギーナ、ウイルス性胃腸炎)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ(※)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、 解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

- ◆登園拒否も健康管理に係る見逃してはならない症状です。なるべく早く担任とご相談ください。
- ◆アタマジラミが発生した場合、駆除あるいは処置していただくかなくては登園できません。
- ◆水いぼ、とびひが発生した場合、処置をしていただくかなくては、プール遊びに参加いただけません。
- ◆AED(自動体外式除細動器)を設置いたしております。

救命処置(心肺蘇生)が必要な場合、使用することがあります。

非常事態発生時に係る対応

◆自然災害(気象)

(1)午前7時の時点で、『尼崎市』に『暴風警報』『大雨(大雪)警報』の両方が発令中のときは、自宅待機をお願いします。(気象庁ホームページ 防災気象情報 気象警報・注意報で『尼崎市』をご覧ください)保育時間内に解除されない場合は、休園になります。

(2)保育時間内に上記警報のどちらかが11時まで解除された場合、保育を開始いたします。この場合、お弁当をご持参下さい。登園される前に電話でその旨ご連絡下さい。11時以降に解除された場合は、昼食をお済ませになってから、登園してください。

教育保育活動中に気象警報発令の場合(発令が予測される場合を含む)

園長が、至急帰宅、自宅待機、施設待機等判断し、コドモンにてお知らせすると同時に、対策を講じます。保護者による送迎や受け入れ態勢をお願いすることになります。

※『ひょうご防災ネット』にご登録され、より正確な情報をお受けになられるようになさってください。

※電話によるお問い合わせはお断りいたします。(回線が混み合うため)

◆自然災害(地震・津波・噴火)

教育・保育時間中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合(このことに係る津波や噴火を伴う場合も同様)、「コドモン」により、お子様の安否をお知らせすると同時に、至急帰宅の態勢をとり、保護者にお迎えにお越しいたします。災害対応マニュアルに従い、お子様を確実に保護者へお引き渡します。

業務開始前に震度 5 弱以上の地震が発生した時は休園です。園からの連絡はいたしません。

また、施設内を点検し、安全を確かめた上で、業務を再開するようにします。

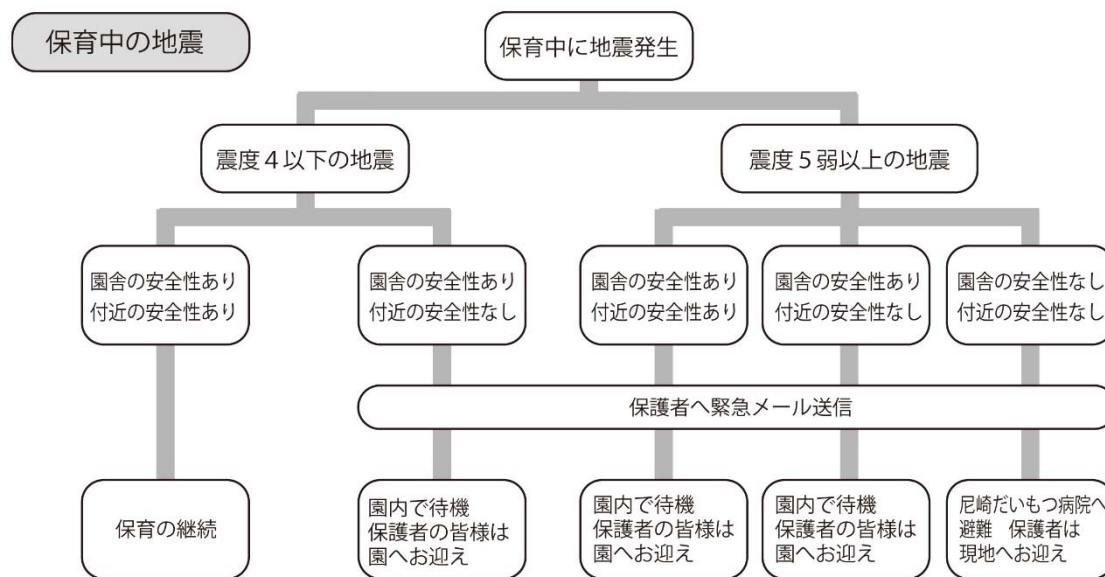
◆交通ストライキ実施日について

・午前 7 時時点、阪急電鉄・阪神電車がストライキを敢行している場合、自宅待機とする。

(幼稚園は休園)

・午前 11 時までに解除された場合、保育を開始する。この場合の詳細は、気象警報発令時と同様の対応とする。

からたち幼稚園 緊急時対応手順



◆火災発生時に係る対応

火災避難訓練を実施し、発生時は訓練の通りに避難します。

◆防犯に係る対応

防犯に係る避難訓練を実施し、発生時は訓練の通り避難します。

※非常事態発生時に係る装備

- ・緊急地震速報受信機 ・コードモン
- ・自動火災報知器 ・消火器 ・ガス漏れ探知機
- ・県警ホットライン(非常通報装置) ・さすまた ・盾 ・催涙スプレー

※非常事態発生時に係る訓練

避難訓練を毎月1回以上実施

※非常事態発生時に係る避難場所

地震津波発生時 園舎2階 or3階集会室 or 屋上 or 尼崎だいもつ病院

火災発生時 園庭

防犯時 各教室・保育室

※非常事態発生時に係る補償

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を活用します。

事務手続き

- ① 異動 氏名、住所、電話番号、銀行口座番号に異動があった折、速やかにお届けください。
- ② 欠席 理由を明記の上、8:30 までにコードモンにて担任保育士宛お知らせください。
- ③ 退園 園長宛て退園届をご提出いただきます。
退園される日の2ヶ月前までにお申し出ください。所定の用紙をお渡しいたします。
- ④ 転園 転勤・転居等により他の教育施設や保育施設へ転園を希望するときは、転園届を提出してください。

⑤ 修了 保育過程を修了し、就学することになったとき、修了証書を授与し、教育保育の提供を終了します。

⑥ 日本スポーツ振興センター(通称安全会)

教育保育活動中(お子様をお預かりし、お引き渡しするまでの間)に生じた怪我について、同センターの定める保障の範囲内で給付金が支払われます。

手続きについては都度、事務局よりご案内いたします。

この時、同時に Chubb 保険のご案内もいたします。

○第 13 条関連

虐待防止

子どもの人権擁護・虐待防止のため、関係機関と連携・連絡し、対応策を講じたり、体制を組んだり、責任者を設置したりし対応することがあります。保護者皆様に向け啓発活動を展開したり、ご協力を要請したりする場合があります。

○ **駐車場を設けておりません**

近隣のコインパーキングをご利用いただくなどし、路上駐車はご遠慮願います。自転車は所定の場所に駐輪してください。

○ **父母の会について(参考 幼稚園部門)**

- 1 父母の会は、本書をよく勘案理解された上に成立する、当学園の支援の会であり、会の運営については、その会長が園長とよく相談の上行うことを旨としております。
- 2 父母の会会長は、会員の中より選出し、園長の承認を条件とします。
- 3 父母の会活動の主な活動内容として、『親子学級』やその他お祭り等イベントへの参加、発表会手伝いがありますが、それらの活動に対し講師代、茶菓代等費用が生じた場合は会費として徴収することはありません。

○第 14 条関連

ご要望

ご要望がある場合は担任保育士を通じてご連絡ください。ただし、本書にある制限を超えない範囲における内容のものに限ります。

迷惑行為

次の場合、退園をお願いすることがあります。

- ・他の保護者に対する迷惑行為が発覚した場合

保護者間での物品の販売や勧誘活動・布教活動について、個人的なものは関知するところではありませんが、父母の会や親子学級の場合等、園を背景にこれらの行為をされることはお断りいたします。

- ・著しく教育保育業務の妨げになるような発言・行為のある方
- ・他園児や保護者に対し強い不安感を与える発言・行為のある方
- ・保護者自身ならびに自身の子への特別待遇を求められる方

大きな事故・事件発生時の対応について

大きな事故・事件が起きた場合、それらに迅速に対応し処置することに努めます。その責任者は第 1 次的には園長が、最終的には理事長が負担します。また、事故・事件が収束の後、保護者に対し説明を行います。その内容によっては途中経過を報告し、保護者とともに対応を講じることがあります。

苦情相談窓口

解決責任者 園長
受付担当者 主任保育士
相談時間 月曜日～金曜日 15時～17時
電話番号 06-6488-2261

第三者委員

本書に記載あることをご理解いただけていることを前提に、尚且つ相談窓口の対応に不足をお感じになれる場合の窓口として、顧問ではない第三者委員を設置しております。

弁護士＝若林正伸氏

所在地 530-0047 大阪市北区西天満 3-3-17 ルアンジュ南森町 903

若林法律事務所 電話番号 6364-3313